

第50号議案

八王子市こども科学館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市こども科学館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成29年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市こども科学館条例の一部を改正する条例
八王子市こども科学館条例（昭和63年八王子市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後

(入館料等)

第6条 科学館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料又は入館・観覧料を納めなければならない。

2 入館料を納めた者がプラネタリウムを観覧しようとする場合は、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。

3 入館・観覧料（普通入館・観覧に係るものに限る。）を納めた者がプラネタリウムを2回以上観覧しようとする場合は、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。

(入館料等の減免)

第7条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、入館料、入館・観覧料及び観覧料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第8条 既納の入館料、入館・観覧料及び観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

別表（第6条関係）

区分		子供	大人
入館料	(略)	(略)	(略)
	定期入館（1人1年間）	個人	300円 600円
<u>入館・観覧料</u>	<u>普通入館・観覧（入館については1人1日、観覧については1人1回）</u>	個人	200円 650円
		団体	160円 520円
	<u>定期入館・観覧（1人1年間）</u>	個人	600円 1,950円
<u>観覧料（1人1回）</u>		個人	150円 500円
		団体	120円 400円

改正前

(入館料等)

第6条 科学館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納めなければならない。

2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、前項に規定する入館料のほか、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。

(入館料等の減免)

第7条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、入館料及び観覧料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第8条 既納の入館料及び観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

別表（第6条関係）

区分		子供	大人
入館料	(略)	(略)	(略)
	定期入館（1人1年間）	個人	1,000円 2,000円
<u>観覧料（1人1回）</u>		個人	150円 500円
		団体	120円 400円

備考

1～4 (略)

5 定期入館・観覧とは、入館・観覧料を納付した日から起算して1年間の入館及び観覧をいう。

備考

1～4 (略)

附 則

この条例は、平成29年7月22日から施行する。